

広島県告示第六百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第八百七十一号で認可した世羅甲山都市計画下水道事業世羅公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

世羅町

二 都市計画事業の種類及び名称

世羅甲山都市計画下水道事業世羅公共下水道

三 事業施行期間

平成十二年七月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十八年広島県告示第八百七十一号の事業地に、大字井折字平帽子、大字寺町字平帽子及び字広瀬を追加し、同事業地のうち、大字西上原字流、字円光地及び大字小世良字今市の事業地を変更する。